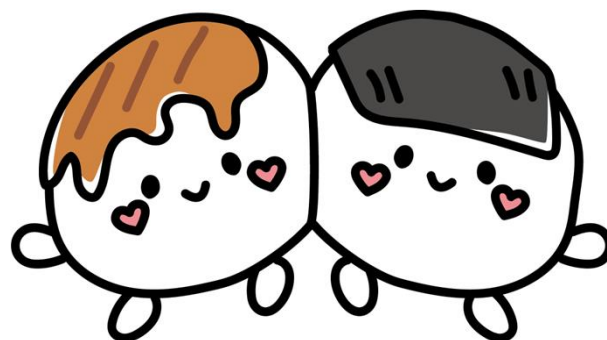


中野区人権施策推進審議会資料

中野区子どもの権利に関する条例等について



中野区子ども相談室マスコットキャラクター「だんごず」

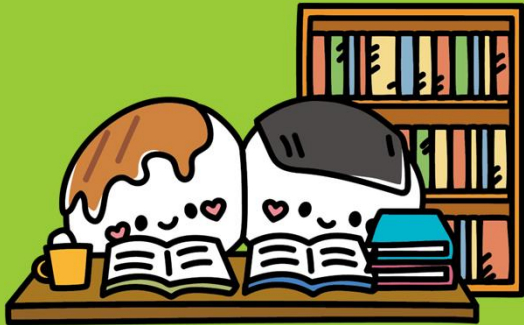
2026年7月24日

子ども教育部 子ども政策担当課長

内容

子どもの権利救済委員制度の概要

- 1 中野区子どもの権利に関する条例
- 2 中野区子どもの権利救済委員
(子どもオンブズマン)
- 3 中野区子どもオンブズマン子ども相談室



1 中野区子どもの権利に関する条例

条例制定までの経緯

令和2年10月	「中野区子どもの権利擁護推進審議会条例」を制定
令和2年12月	第1回中野区子どもの権利擁護推進審議会
令和3年2月	第2回中野区子どもの権利擁護推進審議会(オンライン開催)
令和3年3月	・第3回中野区子どもの権利擁護推進審議会(オンライン開催) ・第4回中野区子どもの権利擁護推進審議会 ・子どもの意見募集(HP、図書館、児童館にて実施) ・企画展示『「子どもの権利」いくつか知っていますか?』を開催
令和3年4月	・第5回中野区子どもの権利擁護推進審議会(オンライン開催) ・区内中学校、高校、団体へ子どもの権利に関する出前授業・意見聴取を実施
令和3年5月	第6回中野区子どもの権利擁護推進審議会(オンライン開催)
令和3年6月	・中野区子どもの権利擁護推進審議会から答申を受ける ・区民と区長のタウンミーティング「子どもの権利について」を開催 ・子どもの権利に関する意見募集(HPにて実施)
令和3年8月	オンライン講演会「子どもの権利を考える～子どもにやさしいまちづくり～」を開催
令和3年10月	条例の考え方に関する区民意見交換会の実施(子ども向け含む全6回)
令和3年12月	条例案に盛り込むべき事項に関するパブリック・コメント手続きの実施
令和4年3月	「中野区子どもの権利に関する条例」制定、同年4月1日施行

1 中野区子どもの権利に関する条例

- 中野区子どもと子育て家庭の実態調査(郵送・Web)
- 区内中学校、高校、国際交流協会等における出前授業
- 紙によるアンケート(区内高校、児童館、図書館等)
- HPによるwebアンケート
- 児童館における子ども向け意見交換会



▲区内高校での出前授業でワークショップを行っている様子



▲児童館での意見交換会の様子

A form titled "こどものみなさんの意見" (Children's Opinions) with the subtitle "いけん" (Opinion). The form is designed to collect feedback from children. It includes a large empty box for writing and a QR code at the bottom right. The text on the form is in Japanese and encourages children to share their thoughts and suggestions.

▲意見募集用紙

1 中野区子どもの権利に関する条例



「区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進すること」を目的として、令和4年4月1日に施行された。

【条例の構成】

前文

第1章 総則

第2章 子どもの権利の保障

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第4章 子どもに関する取組の推進および検証

第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済

第6章 雑則

1 中野区子どもの権利に関する条例

子ども

権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障される

大人

子どもの声に耳をかたむけ、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考える

区

子どもをパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを推進する

前文のポイント

- ★ 大人から子どもへのメッセージを記載
- ★ 子どもはまちづくりのパートナーであることを記載
- ★ 子どもの「今」と「未来」のために子どもの権利を保障することを記載

1 中野区子どもの権利に関する条例

基本理念〔第3条〕

- 1.子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。
- 2.子どもは、その意見、考え、思いを表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。
- 3.子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。
- 4.子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

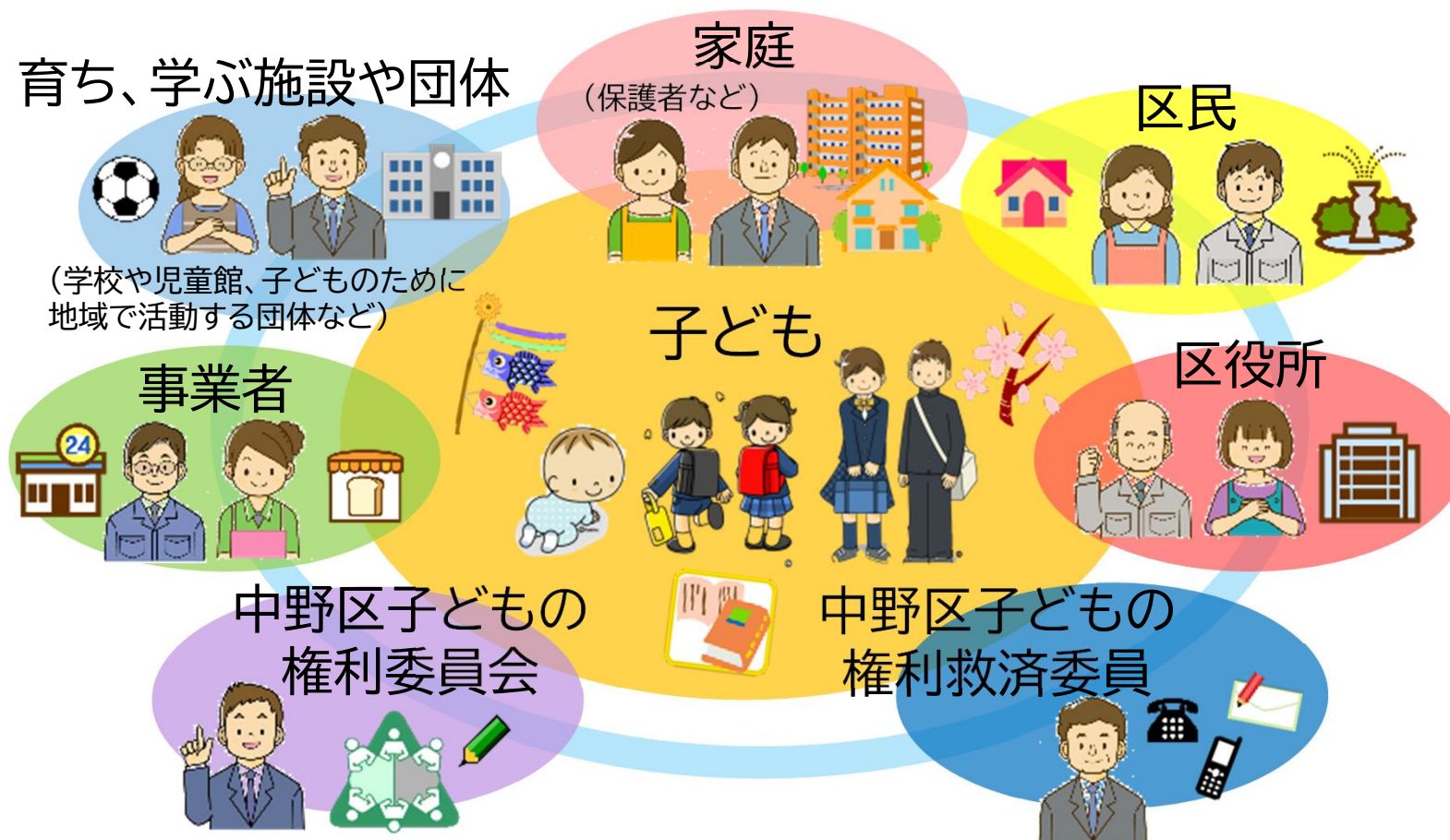
※子どもの定義

この条例でいう「子ども」とは、区内に在住・在学・在勤する等区内において生活し、活動する18歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人をいいます。

「18歳未満の人と等しく権利を認めることが適当と認める人」とは、例えば19歳の誕生日を迎えた高校3年生などを指します。



1 中野区子どもの権利に関する条例 区や大人の役割



区、家庭、地域、育ち・学ぶ施設および団体、事業者が連携・協同し、子どもにやさしいまちづくりを推進する

1 中野区子どもの権利に関する条例 子どもの権利保障【第2章】

子どもの居るそれぞれの場所、場面での権利保障について規定

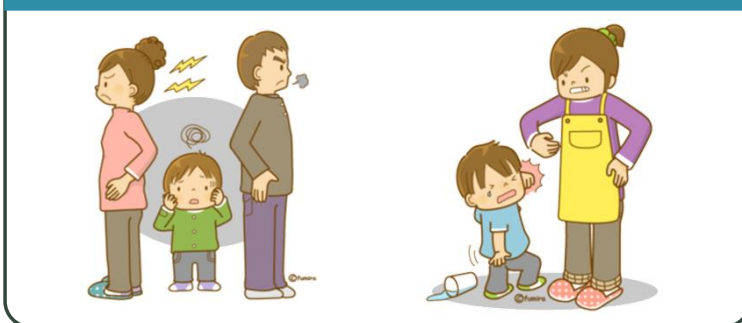


子どもにとって大切に、あらゆる場面で特に保障される権利

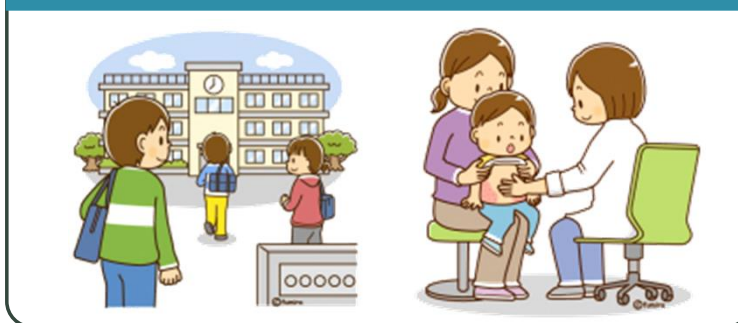
子どもの具体的な生活場面で権利を保障するため、あらゆる場所の「あらゆる場面」で保障される10の権利を規定

1 中野区子どもの権利に関する条例 あらゆる場面における権利の保障【第9条】

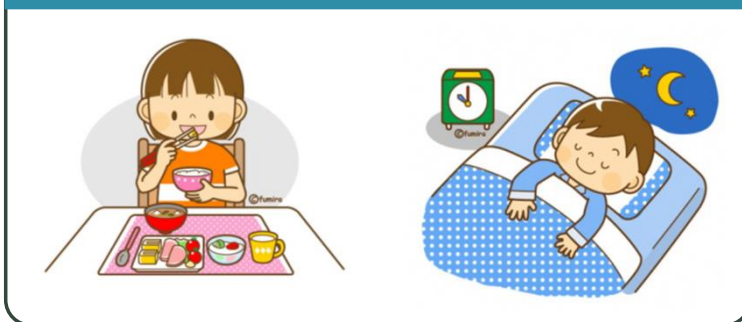
1. 身体的または精神的な暴力を受けないこと



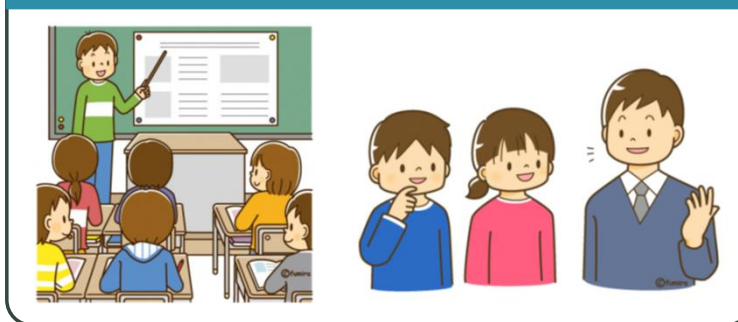
2. 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること



3. 家庭的な環境のもとで育つこと

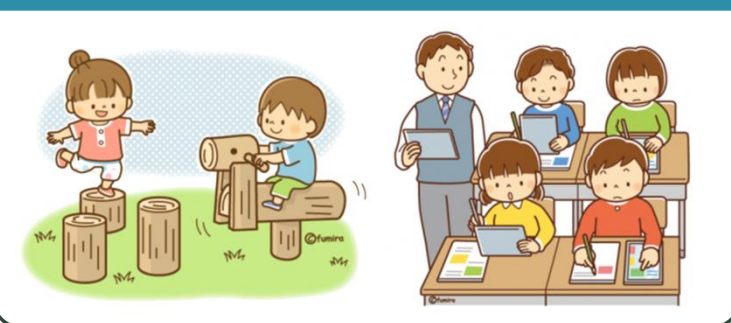


4. 自分の意見等を表明し、それが尊重されること



1 中野区子どもの権利に関する条例 あらゆる場面における権利の保障【第9条】

5. 学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること



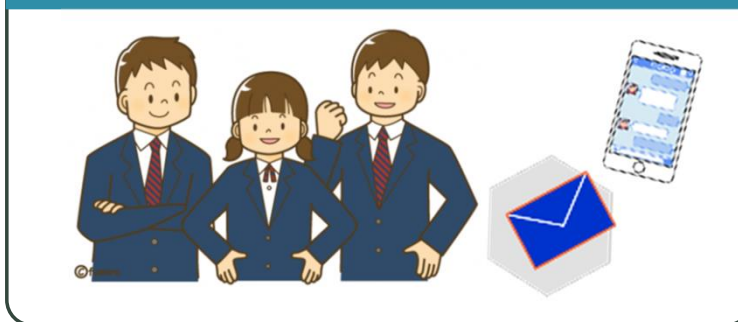
6. 権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること



7. 失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること

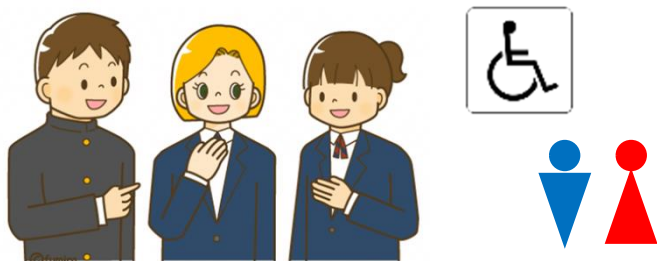


8. 子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること



1 中野区子どもの権利に関する条例 あらゆる場面における権利の保障【第9条】

9. 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、文化、障害の有無、性別、性自認、性的指向等により差別をされないこと



10. 子どもであることを理由に不当なあつかいを受けないこと



1 中野区子どもの権利に関する条例 条例に基づく主な取組



子どもの権利って？ 子どもの権利についてもっと知りたい！



普及啓発・理解促進【第4条第4項】

第4条 区は、あらゆる取組を行うことにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するものとします。

4 区は、この条例による子どもの権利の尊重の理念が広まり、区民、育ち学ぶ施設および団体が子どもの権利についての理解を深めることができるよう、その考え方を広めていくものとします。

- 子どもの年齢に合わせたリーフレットの作成・配布
- 中野区子どもの権利の日(11月20日)に合わせたフォーラム等の啓発事業の実施
- 教職員等への研修
- 学校等での出前授業・出前講座



1 中野区子どもの権利に関する条例 条例に基づく主な取組



子どもだって意見を言いたい。一緒にまちをつくりたい！



子どもの意見等表明・参加の促進【第13条】

第13条 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確保するために必要な制度を設けるよう努めるものとします。

- 子どもが意見等を表明する機会づくり
- 「子どもの意見表明・参加に関する手引き」の策定

子ども会議の設置【第14条】

第14条 区長は、子どもの意見等を求めるための会議（「子ども会議」）を開きます。

- ティーンズ会議



1 中野区子どもの権利に関する条例 条例に基づく主な取組



色んな遊び場や、勉強したり、ゆっくり過ごせたりする場所があったら良いな。



居場所づくり【第19条】

第19条 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

- 児童館、放課後子ども教室、キッズ・プラザ、学童クラブの運営
- プレーパーク支援
- 公園整備・運営
- 子どもの居場所づくり(子ども食堂・無料塾等)を行う団体への支援
- 学習スペースの運営



1 中野区子どもの権利に関する条例 条例に基づく主な取組



子どもが健やかに成長できるよう、取組を進めてほしい！



子どもに関する取組の推進計画の策定【第21条】

第21条 区は、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）を定めます。

- 子ども総合計画の策定

中野区子どもの権利委員会の設置【第22条・第23条】

第22条 推進計画および子どもに関する取組を検証するため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利委員会を置きます。

- 中野区子どもの権利委員会



1 中野区子どもの権利に関する条例 条例に基づく主な取組



なんだかもやもやする。誰かに話を聴いてほしい。
いじわるをされた。解決してほしい。

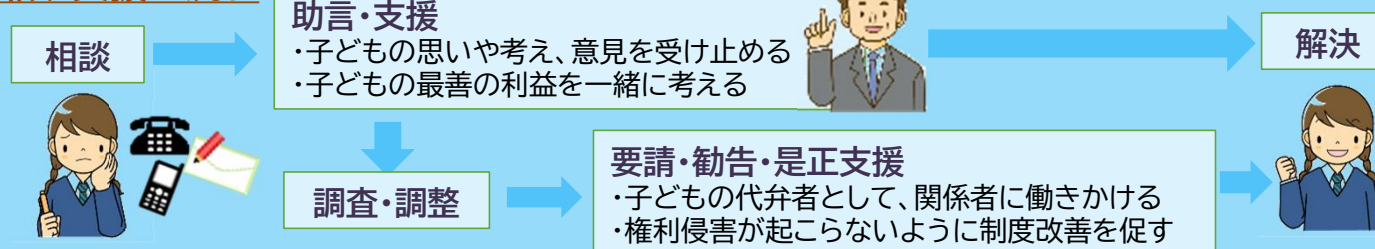


中野区子どもの権利救済委員の設置【第24条～第27条】

第24条 子どもの権利の侵害からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利救済委員を置きます。

- 中野区子どもの権利救済機関(相談窓口)の設置
→子どもの権利救済委員、権利救済相談・調査専門員を配置

相談・支援の流れ



2 中野区子どもの権利救済委員（子どもオンブズマン）



活動内容

1. 個別救済

子ども等からの相談に応じ、**傾聴**して問題を整理し、権利侵害に対して、子どもの思い、考え、意見に沿いながら、**子どもにとって一番良い方法を考え**、これを代弁し**調整**等を行い、問題の改善・解決（救済）を図る。

2. 制度改善

子どもからの相談または発意を通じて、制度上の問題を発見し、権利侵害が起こらないように制度改善を促す。

3. 広報活動

子どもの権利についての普及・啓発を図る。

2 中野区子どもの権利救済委員（子どもオンブズマン）



氏名	資格等	任期
石川 悦子 (いしかわ えつこ)	公認心理師、臨床心理士	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日
野村 武司 (のむら たけし)	弁護士	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
森本 周子 (もりもと ちかこ)	弁護士	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日
松宮 徹郎 (まつみや てつお)	弁護士	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日
時田 綾子 (ときた あやこ)	社会福祉士、公認心理師	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日

3 中野区子どもオンブズマン子ども相談室



子どもの権利に関する条例施行規則第21条では、子どもの権利の保障についての相談のための窓口として子ども相談室を設置することが定められている。子どもオンブズマンへの相談窓口として、令和4年9月1日に「子ども相談室」を開設した。子ども相談室では子どもからの相談に応じて助言や支援を行うとともに、救済するための調査・調整や、要請・意見の表明を行う。また、子どもの権利に関する普及啓発も行っている。

体制（令和8年4月1日現在）

○子どもオンブズマン 5名

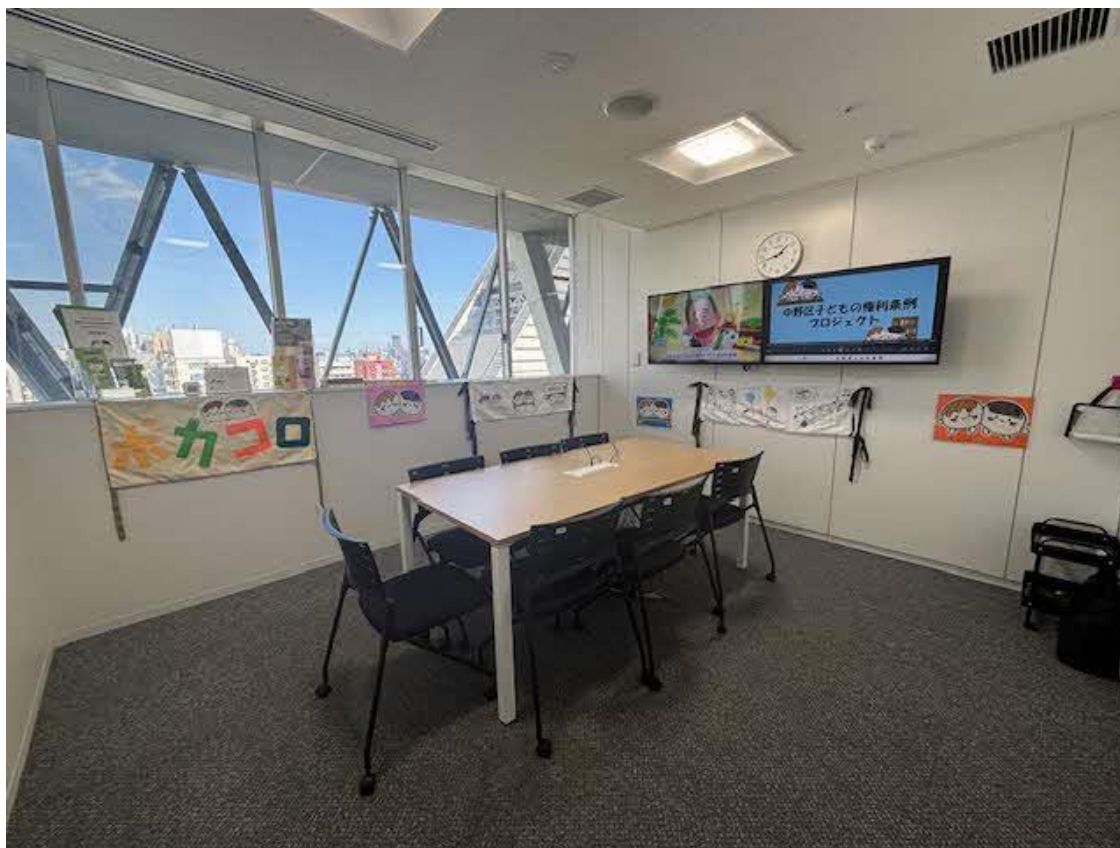
○子どもの権利救済相談・調査専門員 4名

（主な資格：社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、公認心理師）

○事務局

（子ども教育部 子ども・教育政策課 子ども相談担当）

3 中野区子どもオンブズマン子ども相談室



所在地

中野区役所 7階 703 会議室

※令和8年4月1日中野区役所内に移転

※相談時間帯に開室

※令和4年9月1日～令和8年3月31日までは、教育センター分室3階に設置。

3 中野区子どもオンブズマン子ども相談室



相談方法等

◆対象者

中野区在住・在学・在勤18歳未満の方
家族、周囲の大人も相談可

◆相談時間

月～水、金曜日 午後1時～午後7時
土曜日 午前10時～午後4時
木曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み

◆相談の方法

- ・ 電話（0120-463-931）
- ・ 窓口（子ども相談室へ来所）
- ・ メール（メールアドレスへ送付）
- ・ 相談フォーム（QRコード、区立小中学校学習用端末）
- ・ 手紙（手紙、中野区子どもオンブズマンお手紙相談）

中野区立小中学校学習用端末
にアイコンを設置（R7.4月～）

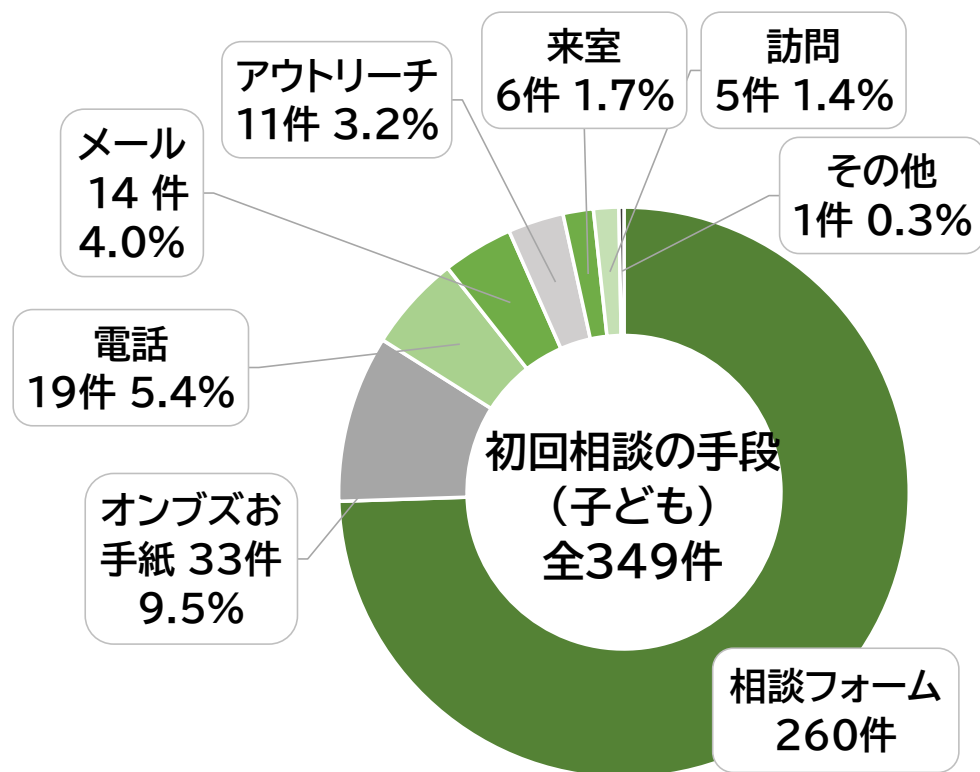


中野区子どもオンブズマンお手紙相談

3 中野区子どもオンブズマン子ども相談室

■2025年度

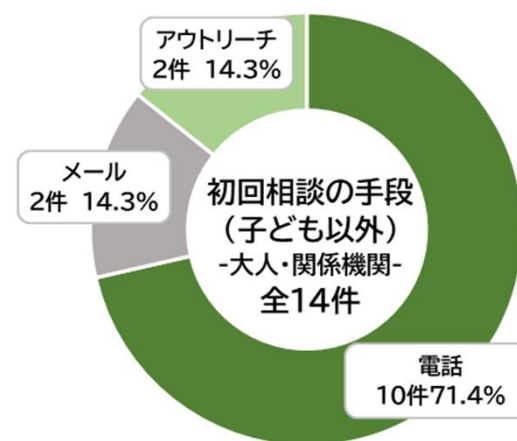
新規相談件数と初回相談の手段



	R7	R6	R5
新規相談件数	366	94	70

(内訳)

	R7	R6	R5
子ども	349	73	37
子ども以外	14	21	32
不明	3	0	1



3 中野区子どもオンブズマン子ども相談室

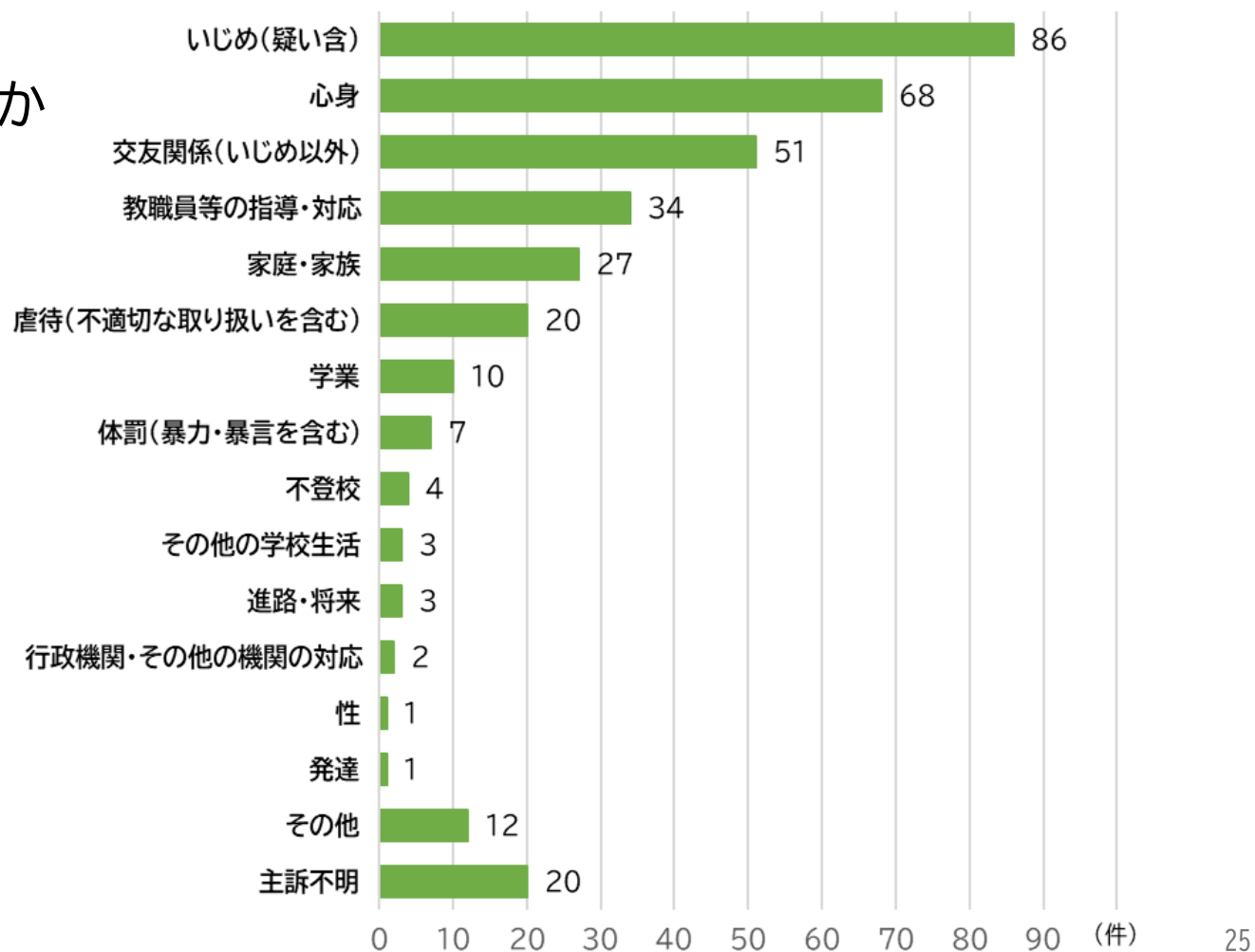
■2025年度 初回相談の手段内訳（子ども）

	相談 フォーム	オンブズ お手紙	電話	メール	来室	訪問	アウト リーチ	その他
未就学児	1	0	0	0	0	0	0	0
小学校 低学年	99	18	4	0	3	1	9	0
小学校 高学年	148	7	5	3	0	2	0	0
中学校	5	6	5	1	3	2	0	0
高校生	2	0	3	8	0	0	2	0
不明	5	2	2	2	0	0	0	1
合計	260	33	19	14	6	5	11	1

3 中野区子どもオンブズマン子ども相談室

■2025年度

どんなことで困っているか
(子ども)



3 中野区子どもオンブズマン子ども相談室

■ケース事例 ※プライバシー保護のため、内容を一部変更して作成しています。

相談者	本人	方法	オンブズお手紙	所属／学年	小学生
登場人物	相談者A 親友B 担任C				
相談の主な内容	親友から「話をしたくない」と言われ、クラスで過ごしづらい。				
Aは、親友でもあるクラスメートBから、突然「話をしたくない」と言われてしまった。クラスで過ごしづらい。相談室からのお返事を、電話で受けることを希望。					

AがBを大切に思う気持ちを受け止め、もし、Bが話しかけてくれた時に、自分の気持ちを伝えられるよう準備しておくのはいかがでしょうかと助言しました。Aも、「それならできそう、それがいいと思う」と、ほっとした様子で答えてくれました。

Aが「担任Cは話しやすい」と教えてくれたので、Bとのことも話してみてもどうかと助言しました。〈心配しているので、担任CやBと話してみてもどうなったか、あるいは、話せなくて困った状況が続いた場合も、また、メールフォームや電話で相談してほしい〉と伝えました。Aは「ありがとう」と言って電話を切りました。

後日、Aから電話があり、「勇気を出して担任Cに話してみたら、担任Cが親友Bと話せる機会をうまくつくってくれて、仲直りすることができた」と報告してくれました。

3 中野区子どもオンブズマン子ども相談室

■ ケース事例 ※プライバシー保護のため、内容を一部変更して作成しています。

相談者	本人	方法	電話	所属／学年	小学生
登場人物	相談者A 担任B 父C 校長D				
相談の主な内容	担任の先生が怖くて、学校へ行きたくない。 Aのクラスの担任B先生は、子どもを指導する時の言い方がきつくて怖い。自分がそういう指導をされたことはまだないが、他の子どもがされているのを見るのも怖い。学校を休みたくないが、怖くて休んでしまったこともある。先生のことを怖がっている子どもは他にもいる。先生に、もっとやさしく指導してほしい。				

Aと父Cが、約束の日時に来室し、子どもオンブズマンと専門員が面談しました。父Cとしては、「担任B先生のこととは、保護者の間でも話題になっているようだ。子どもオンブズマンは、Aの思いや考えをあらためて丁寧に聴き、他の子どもの様子、学校の様子などもたずねたうえで、Aの「先生に、もっとやさしく指導してほしい」という願いを学校に伝えたいかどうか、伝えるとしたら、どのように伝えるのがよいかを、選択肢を示しながらたずねました。Aは、「子どもオンブズマンが学校へ行って、校長先生に伝えてきてほしい。Aの名前は出さないでほしい」と希望しました。

後日、子どもオンブズマンと専門員が学校を訪問し、校長Dとお話ししました。子どもオンブズマンがAからあずかった思いや願いを（Aと約束したとおり、お名前は出さずに）伝えたところ、校長Dは「子どもからは、そのように見えていたのか。子どもの声を聴いたことで、新たに気づかされたことがあった」と言ってくれました。そして、学校としてしっかり対応していくことを、約束してくれました。

3 中野区子どもオンブズマン子ども相談室

相談者	本人	方法	メールフォーム	所属／学年	中学生
登場人物	相談者A				
相談の主な内容	劇の自主練の時、一部のクラスメートがふざけてうるさい。				
Aは、昼休みに文化祭で発表するクラスの劇を自主練する時に、一部のクラスメートがふざけてうるさく、リーダーがいっしょうけんめい声かけをしても聞かないので、いやな気持ちになる。個人でもっているメールアドレスへのお返事を希望。					

子どもオンブズマンと専門員で、お返事のメールの文面を考えました。文面では、Aの気持ちに寄り添ったうえで、担任の先生に相談してみることをすすめました。Aの個人でもっているメールアドレスに、お返事のメールを送信しました。

しばらくして、Aからお返事のメールが届きました。メールの中で、Aは、劇の自主練のことは解決したことを教えてくれました。また、別の新しいことについても、相談してくれました。その後も、同じような調子で、何回かメールのやりとりが続きました

3 中野区子どもオンブズマン子ども相談室



普及啓発活動

◆子ども相談室ワークショップ

- 毎年7月～11月。20名～30名程度の小学4年生～高校3年生を公募。
- 継続的なWSを通じて、子どもの権利に関する普及啓発につながる成果物を作り上げ、発表します。

◆子どもの権利の日フォーラムなかの

- 毎年11月開催。令和8年度は令和8年11月1日開催。（中野区子どもの権利の日は11月20日）

◆研修、出前講座等講師派遣

- 区職員向け、教職員向けの研修を実施。
- 区立学校へ出向いて出前授業を実施。

◆児童館等へのアウトリーチ活動

- 児童館やプレーパーク活動へ出張し、子どもの権利や子ども相談室をPR

◆リーフレット等の配布

- 小学生（低学年、高学年）、中高生年代向け、大人向け。年代に応じたリーフレットを用意